

引取業者（登録・登録の更新）申請書添付書類一覧（○：必須、△：該当する場合）

法施行規則第 46 条		具体例	個人	法人
1	住民票の写し	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(マイナンバーの表示がないもの。)	○ 注1	
2	登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書		○ 注1
3	申請者が法第 45 条第 1 項第 6 号に規定する 未成年者である場合 には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書。）	★法定代理人（個人） <input type="checkbox"/> 住民票の写し(マイナンバーの表示がないもの。)	△ 注1	△ 注1
		★法定代理人（法人） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	△ 注1	△ 注1
4	申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	★次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 確認方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知識を有する者が確認できることを示す書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し等、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等。）	○	○
5	申請者が法第 45 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約する書面	<input type="checkbox"/> 別紙 登録添付書類-001	○	○
その他	申請手数料 ※松江市・島根県共同設置松江保健所のみ現金	新規 4,000 円 更新 3,500 円	○	○

*申請内容によっては、その他必要な書類を求める。

注1) 「登記事項証明書」及び「住民票の写し」は、申請の前3ヶ月以内に発行されたものとし、複写による提出でよい。(申請時に受付窓口で原本照合を行う。)